

### 養豚経営安定対策事業実施要綱の一部改正の考え方

本事業の平成26年度実施に向けて以下のとおり養豚経営安定対策事業実施要綱を一部改正する予定です。

- 1 畜産関係法令その他の法令への違反行為をした者に対する措置を追加
- 2 平均粗収益及び平均生産コストの計算における消費税の取扱いの明確化に関する附則を追加

(ホームページ掲載)

平成 26 年 4 月 22 日  
独立行政法人農畜産業振興機構

平成 26 事業年度養豚経営安定対策事業における事業対象肉豚 1 頭  
当たりの生産者負担金の額について

平成 26 事業年度の養豚経営安定対策事業実施要綱(平成 22 年 5 月 14 日付け  
22 農畜機第 762 号) 第 4 の 2 の (4) のアに規定する事業対象肉豚 1 頭当たり  
の生産者負担金の額については、500 円と定めたので公表します。

連絡先

畜産経営対策部養豚経営課

担当：大内田、中野

電話番号：03-3583-1150

(ホームページ掲載)

平成 26 年 4 月 22 日  
独立行政法人農畜産業振興機構

平成 26 事業年度養豚経営安定対策事業における事業対象頭数に係る理事長が別に定める係数について

平成 26 事業年度の養豚経営安定対策事業実施要綱(平成 22 年 5 月 14 日付け 22 農畜機第 762 号) 第 4 の 2 の (2) のイに規定する事業対象頭数に係る理事長が別に定める係数については、105 分の 100 (平成 25 年度の出荷頭数が 2,000 頭未滿の者については 100 分の 100) と定めたので公表します。

連絡先

畜産経営対策部養豚経営課

担当：大内田、中野

電話番号：03-3583-1150